

平成18年11月15日発行

農林水産政策情報センター

トピックス

総務省 規制影響分析の試行実施状況

総務省は、このほど、「規制改革・民間開放推進3か年計画」(閣議決定)に基づいて実施している規制影響分析(RIA)の試行的実施状況を公表しました。平成16年10月から2年間に行われたRIAは、12府省で171件で、実施件数の最も多かったのは、環境省の45件、次いで経済産業省の31件、農林水産省の24件となっています。RIAの対象とした法令のレベルは、法律が88件、政令と省令がともに43件、告示等が12件となっています(複数レベルに該当するものは15件)。

RIAの実施要領では、想定され得る効果を可能な限り定量化して推計することとされていますが、今回の試行では、「定量的に記載」されているのは13件(8%)にとどまっています。

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/061017_1_1.pdf

福島県 18年度事業評価における意見書

福島県事業評価委員会は、県が平成18年度に事業評価を実施した施策及び事業のうち、一定のものを抽出し、その妥当性等を検証し、その審議結果を県知事(職務代理者)に提出しました。

評価制度の改善に関して、成果指標について、事業の趣旨や目的から乖離しているものが散見される、指標設定が困難な場合は例外的に定性的な判断が可能となるような基準の見直しが必要と考える、各部署間で評価への取組姿勢、評価内容にバラツキが生じている、事業評価制度の周知を一層図る必要があるなどの意見が出されました。

また、個々の施策及び事業では、例えば、「ふくしまブランド育成事業」については、「ブランドの認知度を高めるためには、首都圏での広報に併せて、地元から盛り上がる仕組みも考慮する必要がある」と指摘しています。

<http://www.pref.fukushima.jp/hyoka/18hyouka/iinkai/iken/00all.pdf>

香川県 18年度政策評価

香川県では、平成18年度の施策評価結果を公表しました。農林水産部が担当する施策「農林業の振興」をみると、「香川県新世紀基本構想後期事業計画(2005 - 2010)に掲載されている指標23のうち、Aと評価されたものは「新規就農者数」など14指標、Bは「トレーサビリティ対応の青果物産地数の割合」など3指標、Cは「小麦作付面積」の1指標、Dは「さぬきエコ農産物栽培面積」など5指標で、施策全体の達成状況の評価はBとされています。

農林水産部では、「県民アンケートの結果、施策全体としては重要度・満足度ともに昨年度を上回っているが、小項目施策別にみると、重要度については、概ね昨年度を下回り、逆に満足度は上昇している。このことから、指標の進捗度が概ね順調であることとあわせ、施策の成果がある程度評価されていると考える」としています。

<http://www.pref.kagawa.jp/seisaku/hyoka/>

鹿児島県 18年度行政評価

鹿児島県では、「21世紀新かごしま総合計画」の施策について評価を行い、その結果を公表しました。20施策の中で、特に課題がないとされたものは8施策、施策を構成する一部の事業などに課題ありとされたものは12施策となっています。

農政部の「食・農・交流の創造」施策については、地域産物の直販所(有人)の設置数、農産加工グループの年間販売額、学校給食への食材供給組織数、学校給食における県内産の農林水産物の割合の達成度から「特に課題はない」とされていますが、県の行政評価監視委員会は、地元の消費者を向いた生産といった「地産地消」も必要ではないか、かごしまブランドについても、地元への周知が必要ではないか、などの意見を出しています。

http://www.pref.kagoshima.jp/home/jinjika/hyouka/a_18.html

食育の推進に関するアンケート結果

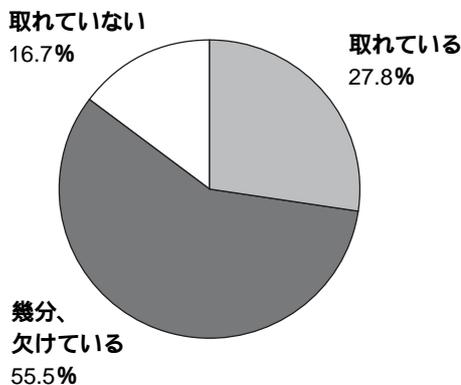
農林水産政策情報センターでは、本年3月、民間の調査組織を通じて、食育の推進に関して、東京都と大阪府在住の1,040人を対象にインターネットによるアンケートを実施した。対象者は、東京都と大阪府の在住者を同数にし、男女別、年齢階層(20代、30代、40代、50代、60歳以上)が等しくなるように設定した。

1. 栄養バランス

「あなたは、ご自身の食事の取り方について、栄養バランスが取れていると思いますか」の質問に対して、「バランスが取れている」は28%、「幾分、欠けている」は56%、「取れていない」は17%になっている。男女の間では、「幾分、欠けている」に関して、女性は男性より7ポイント多く、栄養バランスに敏感であることをうかがわせる結果となっている。

世代別では、年齢が高くなるに従って、「バランスが取れている」の割合が高まる傾向がみられ、60歳以上では、その割合は50%に達している。

図1 栄養バランスの取り方の程度



2. 朝食を食べている頻度

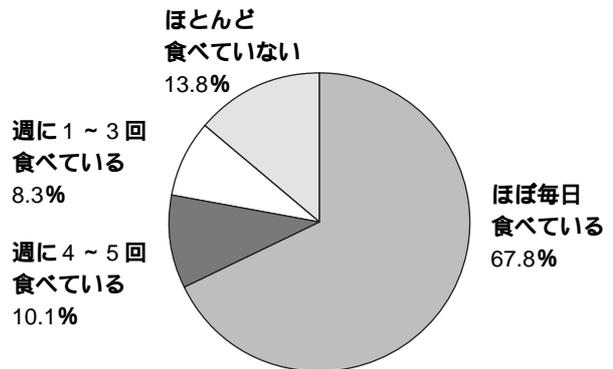
「あなたが朝食を食べる頻度はどのくらいですか」の質問に対して、「ほぼ毎日食べている」が68%で、男女の間では、ほとんど差はみられない。

世代別では、「ほぼ毎日、食べている」割合は、20歳代では46%であるが、50歳代では78%、60歳以上では89%に達するなど、年齢が上がるに従って高まっている。

「ほぼ毎日、食べている」割合は、子どもを育てている世代である30歳代で58%、40歳代で68%にとどまっており、このことは、子どもも同じような状態になっているのではないかと推測されることから、子

どもの心身の発達に与える影響が懸念される。

図2. 朝食を食べている頻度

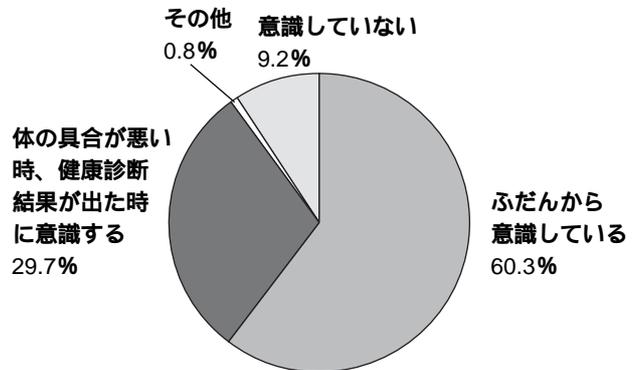


3. 食事と健康の関係についての意識

「あなたが食事と健康の関係について意識するのは、どのような時ですか」の質問に対して、「ふだんから意識している」は60%である。男女の間では、女性は64%で、男性の57%を上回り、女性の方が食事と健康の関係について意識が高い。

世代別では、「ふだんから意識している」の割合は、20歳代50%、30歳代52%、40歳代54%、50歳代67%、60歳以上78%となっており、年齢が上がるに従って食事と健康の関係を意識する割合が高まっている。

図3. 食事と健康の関係についての意識



4. 農産物を買うとき重視している事柄

「農産物を買うとき、あなたが重視している事柄を、それぞれ選んでください」の質問に対して、「安全性」を選んだ割合は、米で16%、野菜で19%、果物で17%、牛肉で42%、豚肉で34%になっている。牛肉を買うときについてみると、安全性が、価格が安いこと(34%)、新鮮であること(25%)、おいしいこと(24%)、国内産であること(39%)を上回っているが、他の農産物については、「新鮮であること」や「おいしいこと」を重視しており、「安全性」を重視する割合は、比較的小さい。

ドイツにおける畜産施設の臭気管理(下)

前号に引き続き、ドイツにおける畜産施設の臭気管理の第2段階、すなわち、養豚場等が必要とされる人家等との距離を保っていない、あるいは距離は保っているが異常に臭気が強いという場合における「臭気の測定結果に基づく改善措置」について、ノルドライン・ヴェストファーレン州(NRW州)環境局 Rulf Both 氏の調査結果を基に記述する。

1. 臭気の測定結果に基づく改善措置の概要

法律や技術指針上は、住民に過度な臭いがしないような基準を設定すること、となっている。では「過度」とはどのくらいかということについて、ガイドラインの悪臭排出制限値は次のように定めている。

土地利用目的別の排出制限値

住宅・混合用地	産業・商業用地
0.10	0.15

これは、悪臭が発生する頻度の値で、悪臭発生時間の割合である。1時間のうち10%・6分以上悪臭が感じられれば悪臭発生時間1時間とカウントし、住宅地なら10%以内(2.4時間/1日;上記で0.10)、産業・商業用地なら15%以内(3.6時間/1日;上記で0.15)なら許される、ことを意味している。農村部については、農業を中心とする地帯は15%まで、住宅地に近くなっていれば10%となっており、その中間の値をとることもある。農業を奨励している州の場合には、基準を20%にしているケースもある。

この制限値は、1986年に行われたドイツ技術者連盟の調査に基づいている。この調査では、6つの地域を選定し、臭いが強くあるところ、普通のところ、臭いがあまりないところで計1400人強にアンケート調査を行った。質問は、「ここにおける臭いは我慢ができるものと思えますか、それとも住民に対して不当なものとなっていますか」というもので、0~10段階でマークしてもらった。このうち、0~3の人は問題がなく、4~6の人は「この臭いは、住民に対して不当なほど強い臭いで、住環境に大きな影響を与えるのではないかと」思っており、7~10になると、「これは普通の人にとってはちょっと耐えられない臭い」という答になる。どのくらいの時間悪臭がすればこの7~10の人の割合が高くなるかを勘案して、制限値が定められた。

この結果は現在でも有効とされ、「臭い」と「感じる頻度(時間)」を測定するだけで、どのくらいいやな思いをするかが判定されている。したがって、以前

のように1400人にアンケートする必要はなく、何人かの専門家(通常4人)が、現場で集めてきた臭いを実験室で嗅ぎ、我慢できないレベルの臭いであれば、それがどのくらいの時間継続するか、を測ることによって判定することができる。

また、この調査の過程で、臭いの強度、すなわち強い臭い、弱い臭いというだけではいやな臭いとは感じなくて、どこからくる臭いかを感知すると、それによっていやな臭いということになることが確認された。臭いの強度を測定するのは非常に難しいので、臭いの強弱がいやな臭いとは無関係ということが明らかになったことは大きな発見であった。強弱の測定は必要ない、ということになる。

一般的には、臭いを感じる時間が多ければ多いほどいやな臭いとされるが、例えばイチゴジャムの工場のように「いい臭い」と感じられているものは、通常何時間臭っても不快感はないし、また、長年その臭いに慣れている場合には、いやな臭いと感じることがなく、クレームもない、という場合もある。これらの場合には、臭気発生源の農場や企業は、なにも措置する必要がない。

また、ドイツの場合、いやな臭いがして出所が分からないときは、工場地帯からの臭いと思うのが普通で、農業地帯には批判の目は向けられない。農業地帯の臭いについて人々は非常に古くから嗅いでいるからである。農村なのだから、多少臭いのは我慢しろ、と言うコンセンサスにもなっている。

次に、監督官庁は、農家から臭気に関する相談があった場合、臭気の放出量を減らすためにはどういった可能性があるのか、について調査し、アドバイスが行われ、融資措置も準備されているが、前号でも述べたように、農家の経営を不可能にしてしまうような改善要求をすることは許されない。

2. 新しいプロジェクト

この制限値については、さらに充実したものとすべく、調査時点現在、NRW州を中心に周辺5州が共同して見直しが行われていた。工場地帯に関しては既に見直し結果が出ており、農業地帯(養豚場、養鶏場、乳牛農家)に関するものが進行中で、堆肥を蒔く時期、乳牛農家における牛用の飼料サイロの設置の仕方や貯蔵方法、周辺の住宅地域が農業者が住んでいる住宅地なのか新興住宅地なのか、新興住宅地でも農家の出身者が住んでいるのか否か等を考慮し、その違いを加味して農業用にしたものを検討中、とのことであった。2006年中には、新しい制限値が制定されることになっている。(伊藤)

出張報告

目標管理型行政経営システムと行政評価
(石川県の行政評価)

以下は、18年10月、当センター伊藤が石川県庁を訪問し、調査した結果をとりまとめたものである。同庁のご協力に心から感謝申し上げます。

1. 目標管理型行政経営システム

石川県の行政評価は、同県が平成17年度から本格実施している「目標管理型行政経営システム」の下で行われている。目標管理型行政経営システムは、石川県が独自に開発したシステムで、その実施要領によれば、その目的は次のとおりである。

厳しい行財政環境のなか、多様化する県民ニーズにこたえていくため、県民ニーズを起点に各所属の使命や目標を明らかにし、事業実施を通じて施策や業務の達成状況を自ら評価し、今後の事務事業の見直しや業務の改善に活用する、という一連の行政経営の仕組みを確立し、各所属が課題に的確に対応できる体制を構築することを目的とする。

2. 行政評価の仕組み

目標管理型行政経営システム下における行政評価は、各所属長(県庁本庁で言えば課長)が1-の組織の目標等について具体的に記述した行政経営Aシートを基礎とし、施策の体系や事業の内容を明らかにした施策体系シート(行政経営Bシート)、事務事業シート(行政経営Cシート)を用いて、「施策や課題の目標の達成状況」及び「事務事業の有効性・今後の必要性」について、A~Dの4段階で評価が行われる。

3. 行政評価の考え方(ヒヤリング事項)

この目標管理型行政経営システム下における行政評価の考え方は、次のとおり。

県行政にとっては、Plan, Do, Check, Actionの業務執行サイクルの確立を目指すことが大事であり、評価だけを大きく取り上げるのではなく、評価

はこのなかの一つの過程と考えている。

しかし、行政の成果を検証したことを外部に見えるようにするべき、という要請に応えることも重要であり、評価結果を公表している。

評価を、施策の「選択と集中」に活かすためにも、評価の体系では、機械的に施策の下に事業を位置付けるのではなく、目標や課題を分解し、それぞれの下に事業を位置付けている。

評価結果は、予算要求の際の議論の土台とすることとし、評価結果に対する県民からの意見も踏まえ、予算編成時に議論される。

全ての施策、事業を評価するのではなく、県の新長期構想の基本戦略に沿った施策・事務事業を対象に評価している。これは、課題解決に向けた手段と位置付けられる事業こそが評価の対象となりうるという考えからである。

このため、内部管理事務や例えば「大気汚染調査」等の各種モニタリング事業などの事業そのものは課題解決の手段とならないものについては対象外とし、日々の業務を遂行する中で、事業手法のあり方や改善策等について検討を行っている。

事前評価は義務付けられていないが、実質上は毎年の予算編成課程において各事業の必要性等について十分議論を重ね、チェックが行われている。加えて、公共事業や試験研究事業については、事業が長期間にわたることや、専門的な内容を含むことなどから、予算編成前の段階における事前評価制度も実施している。

4. まとめ

石川県の目標管理型行政経営システムにおいて、評価は政策を管理していくためのツールの一つであり、評価だけを大きく取り上げるようなことはしていない。あくまでPDCAサイクルを循環させていこうとするもので、「行政の現状を認識」し、「課題を発見」し、「さらなる改善を図る」ことをねらいとしている。こうした姿勢はわが国では少数派と思われるが、わが国に導入されてまだ日の浅い「政策評価」は進化の途上にあり、こうした考え方も、方向性の一つと受け止めるべきであろう。(伊藤)

編集後記

これまで、当センターの調査研究という仕事を通じて国内や海外の多くの人たちと出会い、いろいろなことを聞き、教えてもらいました。海外出張では、地方の役所や団体のほか、農家に出かけるようになってきました。首都の場合とは違い、空港への出迎えや、昼食をご馳走になることがあります。そこで交わされる会話は、調査事項の背景を理解する上で貴重なことが多くあります。

先月、フランス・ピレネーの山間の町(といっても県庁所在地)フォアに行きました。川沿いのレストランでの食事もそこでの会話も格別なものでした。(谷口)

AFFPRI report

平成18年11月15日 No.73

(財)農林水産奨励会・

農林水産政策情報センター

〒107-0052 東京都港区赤坂1-9-13

三会堂ビル 9階

TEL 03-3568-2107

FAX 03-3568-2108

URL <http://www.affpri.or.jp/>